

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03185

研究課題名(和文) 資本論から贈与論へ 利子の解像力に関する学際的研究

研究課題名(英文) From Capital to Gift Theory. Interdisciplinary Studies of the Resolution of Interest

研究代表者

佐々木 博光 (Sasaki, Hiromitsu)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・准教授

研究者番号：80222008

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：中世ヨーロッパのカトリック教会は利子取得を厳禁した。その後ドイツでは16世紀以降年利5%までの利子取得が国法によって認められた。19世紀以降のドイツの国民経済学者の多くが、ここに資本主義経済の胎動を見た。しかしこのような営利衝動と結びついた利子は、あくまでも利子の一面でしかない。基金に発生する利息を慈善目的に利用する財団の存在は、16世紀には遍く知られていた。返済されるのではない、贈与される利子が存在したのである。認められたのは、国民経済学者が考えたような営利の利息であったのか。すくなくともプロテスタントの宗教者たちの議論では、慈善の利息の承認が営利の利息のそれに先行したことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ヨーロッパは資本主義経済のパイオニアと考えられた。日本をはじめとする後発先進国にとって、久しくヨーロッパは手本であった。いまや高度な資本主義経済の発展を遂げた日本は、格差の拡大等の社会問題に苦しんでいる。本家のヨーロッパでは同様の問題は日本ほど極端な形では発現していない印象を受ける。ヨーロッパは資本主義の弊害を是正するような仕組みも整えてきた。公益に奉仕するために利息を使う財団がそれである。ドイツでは16世紀に限定付きで利子取得が容認されるが、営利のための利息ではなく、慈善のために利息が相当配慮された。資本主義の弊害を是正する慈善のための贈与経済の存在を明らかにし、その可能性を指摘した。

研究成果の概要(英文)：The Catholic Church in medieval Europe banned taking interest, though this law was not always observed. It was allowed in Germany to loan money at interest up to 5% annually based on the trice imperial police acts in the 16th century. Since the 19th century many of German political economists recognized this as the turn from the Christian pauperism to the modern capitalism. However, profit-making interest is only one side of interest. Already in the 16th century the foundations using interest earned from their funds, in order to serve the charitable purposes such as poor relief and scholarship etc., were widely known.

Was it the profit-making interest, which was allowed at that time? I could make it clear, that at least in debates of Protestant religionists charitable interest was permitted previous to that for profits. Only in the 17th Century profit-making interest was conditionally allowed also by them, in order to raise that for charities.

研究分野：西洋史学

キーワード：利子 資本主義 慈善 財団 公債 買い戻し 非常高利 宗教改革

## 1. 研究開始当初の背景

筆者は、科学研究費補助金・基盤研究(C)による助成を得て、「プロテスタンティズムの倫理と贈与主義の精神 財団と宗派化の学際的研究」(2014~2016年度、課題番号:26370865)という研究課題と取り組んだ。研究課題名は、ドイツの社会学者マックス・ヴェーバーの、有名な『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』をアレンジした。新自由主義以降のわが国の経済社会は、ヴェーバーが同書の結末で描いた、ブレーキを失くした資本主義が陥る陥穽に似た状況を呈する。いっぽうヴェーバーが同書のモチーフの着想を得たはずの西洋は、さほど資本主義の害毒に侵されているようには見えない。そこにはヴェーバーが紹介しなかったブレーキ、すなわち資本主義の解毒剤がたしかに存在したのである。

西洋に備わるこの資本主義の弊害の解毒剤について、筆者は先の研究課題「資本主義精神の由来に関する学際的研究 カルヴァン派とユダヤ人」(科学研究費補助金・基盤研究(C)、2010~2012年度、課題番号:22520750)に従事したさいに、一定の見通しを得ることができた(それについては、拙稿「フォーラム マックス・ヴェーバー説の現在 批判的考察の射程」『西洋史学』266号、2018年、59-70頁)。ひとつの可能性を、筆者はドイツおよびドイツ語圏地域に広く浸透している財団 Stiftung に見た。この財団の伝統とすそ野の広がりを検証するために、前出の「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」という研究プロジェクトを企画し、財団の宗派・地域史研究と取り組んだ。事例研究として、ルター派のブラウンシュヴァイク公国、改革派プロテスタントのバーゼル市の考察に従事した。ブラウンシュヴァイク公国には、1528年から1798年のあいだに112の財団が誕生した。またバーゼル市には、1500年頃から1800年頃のあいだに助成財団 Stipendienstiftung だけで88の財団があった。ドイツ語圏のプロテスタント地域では、すでに近世には財団を通じた無償の資金の贈与慣行の存在が、いわば自明な日常風景になっていたことが確認された。財団は設定された基金に発生する年利を原資として利用し、公益に資することを目的とした制度である。近世には各種救貧と就学支援が、財団の設置趣旨のふたつの大きな柱であった。

中世の教会法は利子取得をキリストの隣人愛の教えに反するものとして厳禁した。しかしこれはすでに貨幣経済が相当程度浸透した中世後期の現実には合わず、各所で出口戦略が模索された。神聖ローマ帝国では、16世紀に三度の帝国警察令(1530、1545、1577年)によって、年利5%までの利子取得が容認される。利子擁護の事実、これまで資本主義経済の胎動の文脈で語られてきた。しかしすでに財団による支援がかなり充実していたことを目の当たりにしたいま、営利衝動を満足させる利子ばかりでなく、慈善のために利用される利子も相応の存在感をもっていたことが確認された。承認されたのは、本当に営利のための利子だったのか、慈善のための利子ではなかったのか。このような課題を早急に立てて、研究に取り組む必要が感じられた。帝国警察令で条件付きではあるがはじめて利子取得が認められた1530年に、宗教改革の指導者マルティン・ルター(1483-1546)が、「こどもを学校に通わせるべし」という説教のためのパンフレットを発表し、有能だが父親が貧しく学校に通えないこどもの就学を支援するために、財団を興し、助成制度を拡充するように富裕層に訴えてもいる。利益か慈善か。貸付か贈与か。これまで全く看過されてきた慈善贈与の利子が、営利の利子に勝るとも劣らない意義をもっていたことを明らかにするという意図が、「資本論から贈与論へ」という本研究課題のコードネームには込められている。

## 2. 研究の目的

われわれが資本主義経済のモデルと仰ぎ見た西洋には、実はそれと異なる贈与経済の慣行が広範に残っている。例えば近世以降利子取得の禁止が緩み、それが認められる過程は、営利衝動が擁護される過程、社会の資本主義化への重要な一歩と解釈された。ドイツでも16世紀に利子取得が合法化された。しかし、利子は投資社会のリリーサーとして機能しただけではない。西洋では、公益に奉仕するために、基金に対して発生する年利を原資として利用する財団が広範に存在したし、またそのような財団が長い伝統を有した。ドイツでは主として16世紀以降、福祉財団や助成財団という形をとって、貧者、高齢者、寡婦、孤児の生活や、学生、生徒、手工業徒弟の学びを支援するために、資金が無償で提供された。このことは、利子の容認が贈与経済のリリーサーとしても働いた可能性を想起させるものである。ドイツおよびドイツ語圏地域において、財団が市場に資金を流す重要なツールとして働いてきたこと、それが偶然の所産であるばかりでなく、このような目的がかなり意図的に追求されていたことを明らかにする。西洋の贈与経済を支える哲学、別言すれば、社会の持続を優先する理念の存在を明らかにし、資本主義社会とは異質な、贈与主義に立脚した、もう一つの西洋像を提示する。

## 3. 研究の方法

海外史料調査が研究の柱であった。中心的な調査地であったヴォルフエンビュッテル/ドイツのヘルツォーク・アウグスト図書館では、利息考に関する未知の史料群に遭遇する僥倖に恵まれた。バーゼル大学図書館では、スイスの宗教改革者の利息を扱った貴重な文物を入手することができた。この作業を19世紀の利息をめぐる文物にまで広げ、初期の経済学、経済法が利息の問題とどのように取り組んだのか、それは利息をめぐるそれまでの議論の伝統とどのようにリンクするものなのかを考察した。課題には関連文献を古い時代から時代順に読破するというこれまでの研究手法で十分対応できた。入手した史料に関しては、単独で紹介する、もしくは翻訳

する値打ちのあるもの少なくない。関連史料の広角的な公表を心がける。これまでの利子の解像力の考察から明らかになったことは、慈善の利息が営利の利息を促進したということ、つまり贈与主義が資本主義の前提になったということである。すくなくともドイツ語圏地域ではこれが言えるし、おそらく西欧を見渡してもこれが言えるのではないかという感触を得ている。日本をはじめ、西洋に学ぼうとしたその他の後発先進国や途上国は、間違いなく前提である贈与主義を捨象し、帰結である資本主義のみを性急に受容しようとした。それらの国々が現在見舞われているのは、社会の停滞・劣化と呼ばれるような事態である。現在わが国で議論されている持続可能社会の軌道にこれらの国々を乗せるためには、西洋の価値観から離れるのではなく、資本主義の前提になった贈与主義も含めた西欧の学び直しこそが必要になる。日本の西洋学の受容がいかに関資本主義に関するもの一辺倒に偏っていたか、日本の西洋学研究史の批判的考察が合わせて進められた。

緊急高利 Notwucher の是認という新たな考え方の導入によって、16 世紀末から 30 年戦争期にかけて、宗教者の利息擁護論が慈善目的の利息の容認から営利目的の利息の容認に議論を拡張したのを突き止めたのは、当該研究課題の遂行によって得られた新しい知見である。史料調査を続けたヘルツォーク・アウグスト図書館の館長ペーター・ブルシエル教授は、当該研究の成果に対する期待を込めて、2018 年 8 月に図書館の研究助成によって一カ月間研究課題を遂行するために招待してくれた。筆者の研究成果はドイツでも注目度が高い。研究成果のドイツ語による執筆の依頼もすでに受けている。まず日本の学術雑誌に最低数本論説を寄稿し、それをドイツ語に直して学術雑誌に寄稿することを考えている。同時にヘルツォーク・アウグスト図書館で遭遇した新たな史料群の解析も続行している。アルプス以北で、違法利息と合法利息のはざまにあると考えられ、活発に議論された地代の買い戻し、公債の買い戻しの是非に関する考察は、利息擁護論の変化を考察するうえでも重要な論点を提供してくれる。

2020 年 3 月に予定していたヘルツォーク・アウグスト図書館での史料調査は、新型コロナウイルス蔓延の影響で直前に中止せざるを得なくなった。宗教者の利息考では、慈善の利息の容認が営利の利息の擁護をけん引したことが確認された。主として法曹によって提供された世俗の利息考は、はじめ年利 5% までの利子取得の容認を手放しで歓迎した。しかし宗教者の議論の影響で、徐々に公益を慮るような形に、すなわち慈善の利息に配慮をする形に、彼らの利息考も変化していった。この点を史料によってさらに検証する課題が残った。折を見て、もう一度残された課題と取り組みたい。

#### 4. 研究成果

中世には、利子取得は教会法によって原則禁止されていた。ドイツ語圏で利息取引の禁止が緩むのは、近世以降である。神聖ローマ帝国では、16 世紀に三度の帝国警察令（1530、1548、1577 年）によって、年利 5% までの利子取得が容認される。貨幣経済がすでに相当程度浸透した中世後期には、カトリック教会の利子禁令はすでに社会の実情に合わないものになっていた。1500 年前後に出た法学関係者の利息考では、年利 5% までの利子取得を認める議論がすでになされていた。帝国警察令はそのような当時の風潮を追認するものであった。法曹は直ちにこの措置を歓迎したが、宗教者たちの態度はそうとばかりは限らなかった。

また帝国警察令には、元本を超える買い戻し契約 *Wiederkaufrecht* の禁止も盛り込まれた。中世来地代購入 *Zinskauf* や公債購入 *Rentenkauf* という契約形態が一般化した。一定額を投じて地代徴収権や公債を購入する契約は、自分や身内の先々の安心のために好んで用いられた。しかしこの契約形態は久しく物議を醸しもした。一定期間地代や公債の配当を受け取った後、債務者が元本を返済した場合、以前に支払われた地代や配当は、違法とされた利息に相当する危険性があった。実際この契約形態は、教会の利息禁止をかいくぐる利息の偽装手段としても、重宝されたようである。

買い戻し権付の契約を断固認めない強硬な意見もあった。しかしそれは実情に合わなかった。公債には終身 *Leibrente* と永久 *Ewigrente* の二種類があった。終身は購入者一代限りの契約で、契約者の死亡とともに支払いは終了する。この契約は、債務者の支払いが概ね元本の枠内に収まったことがいまでは知られている。近年、中近世の公債研究プロジェクトチームが、多様な地域から終身公債に関するデータを網羅的に収集し、数量化した結果を発表している。それによると、公債の平均利率は 10%、平均受給期間を  $n$  年とすると、 $9 < n < 10$  となった。つまり債権者にとって、わずかな元本割れということになる。債務者としては、あえて買戻しをおこなわず、支払い続けてもとくに損失はなかった。この契約の場合には、債務者は買戻し権を行使せず、スルーするのが得策であった。しかし正当な後継者があるかぎり、契約者の死後も支払いが続く永久公債は、そのかぎりではない。債務者は買戻しの機を絶えずうかがった。買い戻し権を設定できない永久公債は、債務者を苦境に追い込むものであり、公債ビジネスの実情に合わなかった。

そこで提案されたのが、すでに支払った地代や配当の分を元本から差し引いた額を返済する契約形態であった。教会法を厳格に理解し、地代購入や公債購入を一切認めない強硬姿勢と、それらを無条件に認める姿勢のちょうど中間、中庸を得た提案といえる。帝国警察令が勧めるのも、この契約形態である。商業が高度に発達したイタリアをはじめとするアルプス以南では、利息を偽装する手段として、延滞補償の制度が利用された。この契約では、無利息期間を一定期間定め、それが過ぎると利息がかかるように設定された。当然無利息期間は可能なかぎり短く設定された。これに対して、アルプス以北では、買い戻し権付の地代購入や公債購入が、利息偽装の主役

であった。つぎに、帝国警察令の利息に関する条項に対する、宗教者の反応を見ることにしたい。例えば宗教改革者のマルティン・ルター（1483-1546）は、当時社会に通用しており、後に帝国警察令で法的にも認可された、年利 5%までの利息の正当性に一定の配慮を示しつつも、結局は営利目的の利息を拒否する姿勢で臨んでいる。ルターは、「いったん高利や貪欲に門戸」が開かれると、「水が水車の輪を動かすように、利子がつぎからつぎへと利子を動かす」ことを危惧する。それは「果てしない、度はずれた貪欲」を呼び覚ます。ルターは、最後まで営利目的の利息に警戒を解かなかつた。彼は利息の偽装手段にも厳格な態度で臨んだ。延滞補償をあらかじめ利息に反映させる契約に対しては、補償が問題になるのは実際に損失が出てからであって、損失を先取りするような契約は到底認めがたいというのが、彼の言い分であった。また、買い戻し権付の地代購入や公債購入にも断固反対の姿勢を示し、買戻しはすでに支払われた地代や配当を差し引いた額でおこなわれるべきであると主張した。ルターの営利目的の利息に対する考え方は、極めて保守的・中世的で、時代の変化に向いて同調しようとしないうる姿勢と評価された。

そのルターも公益に奉仕する財団の活動には積極的で、その利息に対しても好意的な態度をとった。ルターは、寡婦や孤児のための終身年金は、福祉目的に適用ということで、条件付きでこれを認める立場をとった。条件とは、債務者に有害でなければということであった。彼は、慈善のための利息を「緊急高利」„ein not Wucherlin“ (Notwüchlein) と呼び、「とくに他人に危害を加えることがない」かぎり、5%か 6%までそれを正当と認めた(Luther 1525)。営利目的の利息とは批判的に対峙したルターも、慈善目的の利息はこれを正当と認めたのである。彼は 1530 年の「こどもを学校に通わせるべし」という説教で、親が貧しいせいで、放っておくと学校に通えない能力のあるこどもを、「助成金を若干」寄贈することによって学校に通えるようにするのは、富者の務めであると説いた(Luther 1530)。ルターは利息が果たしうるひとつの側面、資本主義経済の進展という観点に立てば、反動的と見える態度をとったが、もうひとつの側面、慈善のための贈与と経済の発展という観点に立てば、極めて開明的で、それを精神面で増進する役割を果たした。

利息に対してこのような態度をとった宗教者は、ルターばかりではなかつた。マックス・ヴェーバーが彼の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、資本主義精神の草分けと見た英国のカルヴァン派の牧師リチャード・バクスター(1615-1691)の『キリスト教指針』には、「利子をとって貸すことは合法か」という設問がある。彼の答えは、「合法的として薦められる利子」と「不法な、憎むべき罪である利子」を厳格に区別する。たとえば、「貧しい隣人や奉公人に利益供与のために利子を取って投資すること」は許される。また、「孤児の後見人が孤児の遺産を富裕なものに与え、その利得の一部を孤児が得るようにすること」も許される。「遺産によって貧民のために設定された資金」は合法だし、「都市の富裕層の手に委ねられ、彼らは資金を運用し、利子を貧民に与える」というのも問題ない。いっぽうで、「こうした利子は神に禁じられてはいない。」他方で利子は、正義に違反、慈愛に違反するならば、神によって禁じられる。なぜならそれは有害だから。バクスターも、財団や公債の慈善目的の利息を正当と認め、営利目的の利息を禁じていたのである。

ルターは机上で利息と取り組んだばかりでなく、実生活でも利息とかがわつた。彼の後援者トレットのドロテア・イエルガーが、ルターに 500 グルデンを預け、その資金で彼がヴィッテンベルク大学に、神学等を学ぶ貧しい学生のために基金を設けることを願った。ルターは、資金を上手に運用することができれば、利息を使って年にふたりの学生を支援できるかもしれないと考えた。彼は最後に、友人でニュルンベルクの法律顧問ラザロ・シュベングラーに、リンツ市とそれについて交渉してもらうことに決めた(Luther 1532)。そのさいルターは、リンツ市が年々配当を支払うために、預けられた資金をどのように運用したかを考えることはなかつた。もしかすると収益を上げるために、ルターが違法利息として禁じたような、返済者を損なう恐れのある貸付がおこなわれたかもしれない。ルターは慈善目的の利息を正当と認めたが、それが、彼が元来認めていなかった、営利目的の利息によって生み出されるということもありえるということ想像できなかった。つまり慈善目的の利息を手にするために、誰かが手を汚さなければならない危険が認識できなかった。そのことを認識し、どのような条件下でなら営利目的の利息が許されるかについて議論したのは、ルター自身ではなく、後続の神学者たちであった。

ルター派神学者の利息考は、ルターの利息考、とりわけ「緊急高利」という着想をたたき台として発展した。16 世紀末、ブラウンシュヴァイクの牧師フリードリヒ・ペーターズ(1549-1617)は、地代購入に反対する論稿において、ルターの利息考に依拠しつつ、慈善目的の利息と営利目的の利息が交錯する危険を認識した。地代購入は、年利 5%までの利息とともに、16 世紀の 3 度の帝国警察令で認められた。しかしペーターズは、神学的な関心から、「良心において神の裁きに耐えられない」地代購入を拒絶する。ペーターズは、宗教者として、たとえ地代購入が法律上認められたとしても、良心にかけて認められないという。彼は、寡婦、孤児、貧困を隠す貧者でさえ、地代購入を使わずに済ませるべきであると主張する。自分でできるあいだ、共同体に頼れるあいだは、安易に地代購入に手を出すべきではないというのが、彼の立場である。自助や良心的な互助が優先される。自分で働くことができず、誰にも頼れない場合にだけ、彼らは地代で生活することが許される。ただし無条件というわけではない。それによって「いったん高利や貪欲に門戸」が開かれると、「水が水車の輪を動かすように、利子がつぎからつぎへと利子を動かす」危険を、彼は指摘する。それは「果てしない、度はずれた貪欲」を呼び覚ますという。ルターはひとたび営利目的の利息を認めると、きりがなくなるということに危惧する場面でこのたとえ

を使った。しかしペータースは、慈善目的の利息が結局営利目的の利息を刺激しかねないという場面にそれを転用する。慈善目的の利息が営利目的の利息を予期せず促すこともあるということが警戒される。このためペータースは、慈善目的の利息を使うのも、極力控えることを勧めるのである。ペータースはふたつのタイプの利息をめぐるディレンマを認識したが、そこからの脱出口を積極的に示したわけではない。そのような議論が現れるのは、17世紀を待たなければならない。

1616年にザクセン公国の匿名の聖職者が執筆した利息考は、利息擁護の歴史上画期的であった。作者はザクセン公国の高名な宮廷説教師マティアス・ヘー・ヘーネック（1580-1645）と同一とされることもあるが、正確なところはわからない。従来ルター派の聖職者たちが断固否認した「高利」„Wucher“も、「緊急高利」„Nothwucher“であれば許されるという。ここで緊急高利と言われているのは、まさしく慈善目的の利息である。そして緊急高利を確保するために、これまで違法とされた高利も条件付きで認めざるを得ないというのが、この利息考の趣旨である。そのために著者は、債権者も狡猾な債務者から保護されなければならないという。中世の利息考でも債権者の保護が言及されることはあったが、キリスト教的な見地からやはり比重が置かれたのは、圧倒的に弱者である債務者の保護であった。もともとキリスト教の教えは、貸した額がそのまま返ってくれば上等、それ以上を請求するのは違法、返ってこなくても悲観するなというものだった。貸すときには、返ってこないことを覚悟して貸せということである。このような教えが支配しているところで、債権者の保護を訴えるのは難しい。1616年の利息考の著者は、借りた資金を踏み倒そうとする債務者から債権者を守るために、公益という概念をもち出す。債権者に当初の約束通り資金が戻れば、別の人が、あるいはもっと多くの人が救われるのに、借りた資金を滞納するのは許しがたいという論理である。そのさい債権者が公益に奉仕する意志があれば、法的利息を徴収することを許された。ここでは慈善目的の利息を捻出するために、営利目的の利息を取ることが、条件付きで認められた。ルター派の聖職者たちの利息をめぐる議論では、慈善目的の利息の承認が先行し、営利目的の利息の擁護がそれに続いた。キーワードになったのは、公益への奉仕であった。筆者は最初西洋では贈与慣行が営利衝動の緩衝材になっていると考えたが、両者に相乗効果もあったという側面が新たに浮上した。

聖職者の利息をめぐる議論は、法曹の議論にも影響を及ぼさずにはいなかった。16世紀には法的利率である5%を無条件に認める議論が一般であったが、やがて聖職者の議論の影響もあって、ここでも公序を侵さない利息のあり方が模索されるようになる。ドイツでは、30年戦争（1618-1648）における国内秩序の混乱が、このような利息をめぐる議論に拍車をかけた。そしてこのような議論は、17世紀後半には各領邦のカメラリスト（官房学者）に引き継がれた。18世紀になると、啓蒙主義者たちは、法定利率の存在自体を問題視しはじめる。法定利率があること自体が利率の高止まりをもたらし、無意識裡に債権者を保護することになっているのではないかという疑念である。法定利率の撤廃、利率の自由化は、利率を低く抑えることを促すであろう。

利息取引の容認をめぐる議論は、最初聖職者のあいだで慈善目的の利息の擁護として交わされ、のちにそれを助ける営利目的の利息が、緊急高利として認められるようになった。これが法曹や、のちの官房学者の利息考にも一定の影響を及ぼした。現実への影響はさらに大きい。筆者がすでに調査したルター派のブラウンシュヴァイク公国では、1528年から1798年のあいだに112の財団が興亡した。またツヴィングリ系の改革派信仰を主として受容したバーゼルでは、ほぼおなじ時期に、バーゼル大生やギムナジウム生、手工業徒弟の教育を支援する助成財団だけが、88の財団が誕生した。カトリック邦であるオーストリアのザルツブルク州でも、ザルツブルク市と域内産業の中心都市ハラインに相当数の財団が誕生していたという現地情報を得ている。財団の隆盛は宗派を問わずおこっていたようである。

これまでヨーロッパの資本主義経済の勃興期とわが国では見なされがちであった近世が、財団を通じた贈与経済の勃興期でもあることが、その理念と現実の考察を通じて明らかになった。ふたつの経済の関連を問うことが、今後のわが国西洋史研究の課題となるであろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 佐々木博光	4. 巻 101
2. 論文標題 カルヴァン派と救貧 執事制度に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史林	6. 最初と最後の頁 427 446
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木博光	4. 巻 226
2. 論文標題 マックス・ヴェーバー説の現在 批判的考察の射程	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 西洋史学	6. 最初と最後の頁 161 172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木博光	4. 巻 37
2. 論文標題 (翻訳)ルイーゼ・ショルン・シュッテ著、カール・ランプレヒト 産官学連携のなかの文化史 その2	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 人文学論集	6. 最初と最後の頁 47 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木博光	4. 巻 36
2. 論文標題 ルイーゼ・ショルン=シュッテ著『カール・ランプレヒト 産官学連携のなかの文化史』その1	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人文学論集	6. 最初と最後の頁 133-171
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐々木博光	4. 巻 101
2. 論文標題 カルヴァン派と救貧 執事制度に関する一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史林	6. 最初と最後の頁 427-446
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----